

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,940,683	流動負債	10,144,231
現金及び預金	3,892,080	買掛金	2,559,934
受取手形	20,242	1年内返済予定の長期借入金	2,729,958
売掛金	8,565,830	未払金	2,214,031
商品及び製品	3,177,058	未払費用	131,588
仕掛品	45,253	未払法人税等	760,976
原材料及び貯蔵品	3,082,621	預り金	107,836
前払費用	309,689	契約負債	694,190
未収入金	1,675,781	賞与引当金	679,406
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	60,000	役員賞与引当金	42,632
その他	120,171	製品保証引当金	38,063
貸倒引当金	△8,046	その他	185,612
固定資産	50,334,523	固定負債	41,684,615
有形固定資産	7,351,646	長期借入金	40,905,552
建物	4,216,678	長期契約負債	738,028
構築物	281,829	その他	41,034
機械及び装置	195,145	負債合計	51,828,846
車両運搬具	6,011	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	534,757	株主資本	19,446,360
土地	2,090,000	資本金	68,950
建設仮勘定	27,222	資本剰余金	21,388,050
無形固定資産	14,284,129	資本準備金	10,728,500
ソフトウェア	822,140	その他資本剰余金	10,659,550
電話加入権	6,052	利益剰余金	△2,010,639
施設利用権	1,357	その他利益剰余金	△2,010,639
のれん	12,020,650	固定資産圧縮積立金	60,973
顧客関連資産	1,433,928	繰越利益剰余金	△2,071,613
投資その他の資産	28,698,747	純資産合計	19,446,360
投資有価証券	200		
関係会社株式	26,279,458		
出資金	20,591		
関係会社出資金	1,180,494		
関係会社長期貸付金	120,000		
破産更生債権等	53,734		
長期前払費用	148,500		
繰延税金資産	844,782		
差入保証金	104,838		
貸倒引当金	△53,854		
資産合計	71,275,206	負債純資産合計	71,275,206

(注) 当期純損失 2,010,639 千円

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び……移動平均法による原価法

関連会社株式

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、一部の貯蔵品については最終仕入原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産……定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建	物	31～50年
工具、器具及び備品		2～6年

リース資産

所有権移転外ファイナンス……リース期間定額法によっております。

リース取引に係るリース資産……なお、主なリース期間は5年であります。

② 無形固定資産……主として定額法

主な耐用年数は以下の通りであります。

自社利用のソフトウェア 5年（利用可能期間）

顧客関連資産 15年

なお、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能有効期間における販売見込数量に基づく方法を採用しております。

③ 長期前払費用……定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の通り貸倒引当金を計上しております。

一般債権……貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権……財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金
役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金
製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、過去の実績に基づく見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチを適用することにより、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社では、主に商品及び製品を顧客に供給することを履行義務としており、顧客に商品及び製品を納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。なお、日本国内の契約販売店との契約により、契約販売店指定の場所での引渡にあたり動作確認等の納入作業が必要なため出荷から引渡等まで時間を要する取引については、引渡等が行われた時点を顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

なお、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、保守サービスにおいては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却を行っております。